

# MI・KU・RE・PO

2023.01



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】シフト勤務労働者の労務管理

コロナ禍で小売業や飲食業などシフト勤務の労働者が多く従事する業態では、休業による雇用調整によって休業中の賃金補償（休業手当）をめぐる労務トラブルが多発しました。その原因のひとつに書面で労働条件を明示していなかったことがあげられています。

これを受けて行政ではシフト勤務者の労務管理について指針を定めています。

### 『シフト勤務』労働者とは？

労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間や1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態で働く労働者をいいます。交替勤務のような、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせる形態は除きます。

### 『シフト勤務』労働者向けトラブル回避のポイント



#### Point1 【始業終業時刻】

単に「シフトによる」と記載するのではなく、通常の時刻を記載したり、最初のシフト表を書面で渡すなど、できるだけ具体的に示しましょう。



#### Point2 【休日の定め方】

具体的な曜日等が確定していない場合でも、「原則週3日」や「通常月・水・金曜日」など、可能な限り詳細に明示しましょう。



#### Point3 【シフトの周知方法】

シフトの周知方法について、トラブルを防止する観点から作成・変更・設定のルールを労使で話し合っておきましょう。

## ！ここがポイント

### ● シフト作成および変更時の注意点

シフトの周知方法について厚労省のガイドラインでは例を挙げています。

「作成」については、従業員の希望を聴取したり、シフトの通知期限を定めておく方法を提示しています。

作成したシフトを「変更」する場合には、変更期限や手続の流れを決めておくことと対応しやすいとしています。

そしてシフトを作成・変更するにあたっての「設定」、例えば1か月に働く最大日数や最低労働時間等を労使間で共有しておくことが提示されています。

## 労務Room Q & A

### Q

シフト勤務労働者が年次有給休暇（有給）を取得した場合、どのような取り扱いになりますか？

### A

シフト勤務労働者であっても勤務日数・時間に応じて有給を付与する必要があります。

時給制のシフト労働者が有給を取得したときは、通常、取得日の所定労働時間が賃金の基準になります。

所定労働時間が一定でないシフト労働者だと取得日によって賃金が変わることがありますので注意しましょう。

# 【知るも知らぬも】 今月のトピックス

## 法の後の動向

あけましておめでとうございます。昨年も“みくれば”をご愛読いただきありがとうございます。昨年の労働社会保険諸法令は改正尽くしの一年でした。振り返ってみれば、前面の「特集」も、ほとんど法改正に関するテーマをご案内した印象があります。法改正の効果には、3つの傾向があるように感じています。ひとつは、改正施行日と同時に明確にルールが変わるものです。昨年であれば、雇用保険料率の変更や最低賃金の改定、育児休業期間中の保険料免除の取扱いの変更などが挙げられます。ふたつは、徐々に変化を実感する改正です。改正育児介護休業法・女性活躍推進法・パワハラ防止法などの雇用管理措置義務が、これにあたりそうです。そして3つ目は2つの性格の中間色を持つ改正、すなわち改正施行日と同時にルールが変わりながらも、改正にともなう副反応を和らげる目的で経過措置規定もセットで行われるケースです。年金法の改正には、必ずと言ってよいほど激変緩和措置が同時に実施されます。ともすれば法改正情報のご案内は、施行日をピークに急速に関心が薄れる傾向にあります。しかし、労務管理上は改正が与える影響を追跡することも重要です。今年も機会を捉えて、法の後の動向を卯（鶉）の眼鷹の眼でお届けしたいと思います。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 伊勢海老 : いせえび

甲羅が武士の鎧の脛充て（具足）に似ていたことから「具足煮」「具足焼」など殻ごと使った**威勢**の良い料理が生まれました。

名前のおり三重県が有名ですが、千葉県のみすみ市も知る人ぞ知る産地です。市の沿岸には魚介類が住みやすい磯根が広範囲に点在し、そこがさらに親潮と黒潮がぶつかる好漁場でもあって、全国トップの漁獲量を記録したこともあります。

俳句の世界では新年の季語でもあるので、正月には欠かせない食材だったのでしょ。

**恵比寿**様も元旦だけは伊勢海老で鯛を釣っていたのでしょうか。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



歌舞伎座

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



S R P II  
認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者